

監事監査報告書

令和7年5月16日

学校法人 幾徳学園

理 事 会 御 中

学校法人 幾徳学園

監 事 永井 俊行



監 事 後藤 豊彦



私たちは、学校法人幾徳学園の監事として、旧私立学校法(令和5年5月8日施行)第37条第3項及び学校法人幾徳学園旧寄附行為(令和6年4月1日施行)第16条の2第1項の規定に基づく監査報告を行うため、同学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書)を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な書類等を閲覧し、また会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から監査に関する説明を受けるなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人幾徳学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上